

災害時における応援業務に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と北海道砂利工業組合十勝支所（以下「乙」という。）は、幕別町において災害が発生し、又は災害の発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、迅速かつ円滑に災害対応を遂行するために必要な砂利、砂、碎石等の提供業務（以下「応援業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、幕別町において災害時に、被災した町内の道路、河川、下水道、建物等の応急対策及び災害復旧に係る応援業務を実施するために必要な事項を定める。

（応援業務の対象）

第2条 この協定により、甲が乙に応援業務を要請する対象は、次のとおりとする。

- （1）被害の応急対策及び災害復旧のための砂利・砂・碎石等の提供
- （2）前号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

（応援業務の要請）

第3条 甲は、前条に規定する応援業務を要請する場合には、次に掲げる事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、やむを得ない事情で文書により要請できない場合は、電話等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応援業務の種類（骨材の種類等）
- （2）応援業務の具体的な内容、場所、施設等
- （3）応援業務の実施期間
- （4）その他、要請に必要な事項

（応援業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から応援業務の要請を受けたときは、速やかに応援業務を実施するものとする。ただし、特別の事情により応援業務を実施できない場合は、その旨を速やかに電話等により甲に連絡するものとする。

（応援業務の完了報告）

第5条 乙は、前条の規定により応援業務を実施し、完了した場合は速やかに甲に対し、実施内容及び費用の概要等を記載した文書を提出するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、実施内容を電話等により報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(応援業務の経費負担)

第6条 甲の要請により、乙が災害応援業務を実施した場合に要する経費は、
甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、更に1年間更新するものとし、以降についても同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、
甲乙両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の
うえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年8月19日

甲 中川郡幕別町本町130番地

幕別町

幕別町長

飯田 晴



乙 帯広市東1条北1丁目4番地

北海道砂利工業組合十勝支所

支所長

伊藤 光一

